|  |
| --- |
| 【通所型サービスC（短期集中型）】この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。「＊＊＊」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を記載。赤字部分については、実施しない事業は削除してください。 |

△△△四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業

第１号通所事業（通所型サービスC（短期集中型））

運営規程

（事業の目的）

第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（通所型サービスC（短期集中型））（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、通所型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所が実施する事業は、筋力低下等により日常生活が困難な高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の自立した日常生活を支援するものとする。

２　事業の実施にあたっては、四條畷市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

３　事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラムの実施やセルフケアに向けた動機づけを行うことにより、サービス終了後においても地域活動の中で継続的な機能維持を推進するものとする。。

４　通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

５　前４項のほか、「四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（令和５年１１月１日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　デイサービス△△△

（２）所在地　　四條畷市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）機能訓練指導員　○人以上　（理学療法士または作業療法士）

運動器の機能向上を目的として、運動器機能の減退を防止し又は維持・向上を図るための訓練指導、助言を行う。

（３）介護職員　○人以上

利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

（４）管理栄養士または栄養士　○人以上

低栄養状態等の改善を目的として、個別的な栄養相談及び集団的な栄養

教育等を行う。

（５）歯科医師等　○人以上　（歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士又は看護師）

口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練及び集団的な教育等

を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（通所型サービスの利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、次のとおりとする。

（１）通所型サービスC（短期集中型）　１日○単位　各○名

（通所型サービスの内容）

第８条　事業所で行う通所型サービスの内容は次のとおりとする。

（１）運動器の機能向上プログラム

（２）栄養改善プログラム

（３）口腔機能向上プログラム

（４）生活指導（相談・援助等）

（５）健康チェック

（６）送迎

（利用料等）

第９条　通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（令和６年４月１日施行）の額とし、利用者から直接支払いを受けるものとする。

２　利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、送迎費として、○○円を徴収する。

３　その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

４　前４項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

５　通所型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

６　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、四條畷市の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、利用者の使用する施設及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じるものとする。

（１）感染症対策を検討する委員会の開催（六月に一回以上）及び結果の周知

（２）感染症対策の指針の整備

（３）従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者が通所型サービスの提供を受ける際には、従業者は利用者から医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等の連絡を受け、心身の状況に応じたサービスの提供を行うよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

４　利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第１５条　通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

４　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知

（２）虐待防止の指針の整備

（３）従業者に対する定期的な研修の実施

（４）虐待防止に関する措置の担当者の配置

（５）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１８条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

（１）業務継続計画の策定

（２）従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施

（３）定期的な業務継続計画の見直し及び変更

（地域との連携等）

第１９条　事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２０条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後〇か月以内

（２）継続研修　　年〇回

※定期的に実施している研修等を、実情に合わせてご記入ください

２　事業所において、業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

３　事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、サービス提供を完了した日から５年間保存するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。